

別記（第10条関係）

低入札価格調査による失格判定基準

1. 指定期日までに調査様式（第8条各号に掲げる書面）の提出がない場合
 - （1）指定期日までに調査様式の提出が全くない場合
 - （2）指定期日までに調査様式の一部において提出がなく、必要な調査を行うことができない場合

2. 低入札価格調査に協力しない場合
 - （1）提出した報告書の根拠資料が、調査者が定める期限（調査日）に整わない場合（追加資料などで調査者の承認を得たものを除く。）
 - （2）事情聴取に応じない場合

3. 積算の内訳が設計仕様書等に適合しない場合
 - （1）発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満たしていない場合
 - （2）材料・製品について、発注者が示した設計仕様適合した品質・規格を満たしていない場合

4. 積算の内訳について、その金額の算出根拠が明らかでない場合
 - （1）算出根拠が明確でない場合
 - （2）金額が一括計上されている場合
 - （3）入札時の工事内訳書と同額の積算がなされていない場合
 - （4）必要な経費が計上されていない場合
 - （5）下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合
 - （6）下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合
 - （7）資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合
 - （8）手持ち資材の確認ができない場合
 - （9）自社機械の所属等が確認できない場合
 - （10）労務者（従業員）の雇用関係等が確認できない場合
 - （11）配置予定技術者の雇用関係が確認できない場合
 - （12）監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合
 - （13）下請予定業者等からの聞き取りにより、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合

5. 建設副産物の処理が適正でない場合
 - （1）建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合
 - （2）建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合

6. 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合

- (1) 監理技術者等が重複専任になる場合
- (2) その他法令違反

7. 上記の他、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

- (1) 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合（ただし、不起訴となった場合は除く）
- (2) 入札日から過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合（ただし、和解的仲裁判断は除く）
- (3) その他、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合